

提供体制確保に資する設備の特別償却制度

(地域医療構想の実現のための病床再編・医療用機器の効率的な配置の促進)の概要

1 制度の概要

- ・ 対象となる設備等の取得にあたり、国が示す要件を満たす際に特別償却を認める制度であり、一部要件に「地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）での確認」が含まれます。
- ・ 制度を利用しようとする場合は、必要書類を都道府県に提出し、都道府県から必要な要件を満たしていることの確認を受け、証明書の交付を受ける必要があります。
- ・ 事業者は、都道府県から交付を受けた証明書を、青色申告時に税務署に提出します。

2 対象となる事業

- ・ 具体的対応方針に基づく病床再編等に伴う建物・附属設備の取得等 … ①
- ・ 全身用 CT・MRI の更新・新規(追加)購入 … ②

【注】

- ・ 医療従事者の労働時間短縮やチーム医療推進に資する器具備品・ソフトウェアの取得等は本文書の対象外です。問い合わせ先は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部医療整備課（千葉県医療勤務環境改善支援センター）

043-223-3635

3 特別償却制度の詳細（調整会議に関連のあるもの）

	①地域医療構想の実現のための 病床再編等の促進	②医療用機器の効率的な配置の促進			
特別償却	8%	12%			
対象者	青色申告書を提出する法人・個人で医療保健業を営むもの				
対象期間	2019(平成31)年4月1日から2025(令和7)年3月31日まで(取得・建設日ベース)				
対象となる 設備等	「既存建物等を建替える場合」又は「既存 建物等を増築・改築・修繕又は模様替する 場合」で、調整会議の協議結果に基づく機 能の病床を増床するもの		全身用MRI、全身用CT(4列未満除く)		
調整会議 への 提出・ 確認	病院・診療所		病院・診療所 [※]		
			一定基準以上 の使用頻度が ある機器更新	共同利用を前提 とした新規(追加) 購入	左記以外
	必要		不要	不要	必要
都道府県 の証明	必要		必要	必要	必要
法人等 から 都道府県 への提出 書類	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事の計画等の工事概要や範囲 が特定できる書類 当該医療機関の具体的対応方針 		全身用CT・MRI の利用回数を 示す書類	共同利用を行う 連携先医療機関 との合意を示す 書類	調整会議への 提出書類
都道府県 の 確認事項	<ul style="list-style-type: none"> 具体的対応方針が調整会議で確認済 であること 工事計画等が具体的対応方針に基づ く内容に限定されていること 		利用回数に明ら かな虚偽が認 められないこと	連携先医療機関 に同様の全身 CT・MRIが設置済 でないこと	調整会議にお ける協議状況

※ 診療所については令和3年3月31日までに、取得し、医療保健業の用に供した全全身CT・MRIについては、従前どおり特別償却の対象として認められるため利用回数等の条件は求められません。